

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
その翌日
の翌日)

目次

- ◇選管規則 鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則
- ◇選管告示 選挙運動従事者及び労働者に対し支給する実費弁償の最高額及び報酬の最高額

選挙管理委員会規則

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年九月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

鳥取県選挙管理委員会規則第二号

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則

鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項を次のように改める。

2 法第四十一条第二項の規定による表示は、県の委員会が交付する別記第二号様式の表示板（以下この章において「表示板」という。）を用

いてしなければならない。

第十一条第二項中「第三項」を「第四項」に改める。

第十一条の二中「掲示場の数」を「掲示場の総数」に改める。

第十八条を次のように改める。

（開催市町村の指定の通知）

第十八条 県の委員会は、法第五十三條の規定により立会演説会を開催する市町村を指定したときは、その旨を当該市町村の委員会に通知するものとする。

第四十三條第二項及び第三項を削る。

第四十四條から第四十八條までを次のように改める。

第四十四條 法第六十四條の二第二項の規定による表示は、県の委員会が交付する別記第十三号様式の表示板を用いてしなければならない。

第四十五條 第二條から第四條までの規定は、前條の表示板の交付、掲示及び返付について準用する。

第四十六條から第四十八條まで 削除

第五十六條第二項中「規定により県の委員会が指定する締切期日（以下「締切期日」という。）まで」を「規定による期間の末日まで」に改める。
第五十七條第二項中「締切期日」を「法第六十八條第一項の規定による期間の末日」に改める。

第六十四條第四項中「第二十六條」を「第三十五條」に改める。

第六十八條第一項中「四日」を「六日」に改める。

第七十條中「第二十六條」を「第三十五條」に改める。

第五号様式の二を次のように改める。

(選挙運動のために使用する事務員に限る。)に對し支給することができる報酬の最高額を次のように定め、昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会告示第二十六号は、廃止する。

昭和四十四年九月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

選挙運動従事者及び労務者に對し支給することができる実費弁償の最高額及び報酬の最高額

一 選挙運動に従事する者一人に對し支給することができる実費弁償の額
 (い) 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に應じ旅客運賃等により算出した運賃等の額

(ろ) 船賃 水路旅行について、路程に應じ旅客運賃等により算出した運賃等(運賃等について等級の区分を設けている船舶にあつては、二等又は三等の運賃等)の額

(は) 車賃 陸路旅行(鉄道旅行を除く。)について、路程に應じた実費額

(に) 宿泊料(食料料二食分を含む。) 一夜につき二千円

(ぼ) 弁当料 一食につき二百円、一日につき六百円

(へ) 茶菓料 一日につき百円

二 選挙運動のために使用する労務者一人に對し支給することができる報酬の額

(い) 基本日額 千円

(ろ) 超過勤務手当 一日につき右の額の五割

三 選挙運動のために使用する労務者一人に對し支給することができる実費弁償の額

(い) 鉄道賃、船賃及び車賃 第一号(い)、(ろ)及び(は)に掲げる額

(ろ) 宿泊料(食料料を含まない。) 一夜につき六百円

四 選挙運動に従事する者(選挙運動のために使用する事務員に限る。)一人に對し支給することができる報酬の額
 一日につき千円